

かがわ地産地消運動推進会議規約

(名 称)

第1条 この会の名称は、かがわ地産地消運動推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 推進会議は、生産から消費、教育、保健医療など様々な立場の機関、団体並びに学識経験者などが互いに連携、協力することにより、県内で生産された農林水産物を県内で消費する地産地消を県民的な運動として推進し、県産農林水産物の需要拡大と県民の健康で豊かな食生活の実現を図るために必要な活動を行うことを目的とする。

(活 動)

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 地産地消運動の推進
- (2) 地産地消協力店の登録と活動支援
- (3) 地産地消応援事業所の認定と活動支援
- (4) 地産地消を通じた食育の推進
- (5) 県民等への情報提供
- (6) 地産地消に関する調査・研究活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。

(組 織)

第4条 推進会議は、別表に掲げる機関、団体等（以下「構成団体等」という。）をもって構成する。

(役 員)

第5条 推進会議に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名
- 2 会長は、推進会議において構成団体等の互選により決定する。
 - 3 副会長は、会長が指名する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長があらかじめ指名する副会長が、その職務を代理する。

(会 議)

第7条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じて、学識経験者に推進会議委員を委嘱し、または構成団体等以外の者を会議に出席させることができる。

(部 会)

第8条 地産地消に関する特定の分野について調査・研究を行うため、推進会議に部会を置くことができる。

2 部会は、構成団体等の中から会長が指名する者（以下「部会員」という。）をもって構成するものとする。

3 部会には必要に応じ、部会員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第9条 推進会議等の事務局は、香川県農政水産部農政課内に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、推進会議等の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成14年10月4日から施行する。
- 2 この規約は、平成15年5月29日から施行する。
- 3 この規約は、平成18年5月16日から施行する。
- 4 この規約は、平成22年6月2日から施行する。
- 5 この規約は、平成25年5月16日から施行する。
- 6 この規約は、平成27年6月24日から施行する。
- 7 この規約は、平成28年4月1日から施行する。
- 8 この規約は、平成30年10月2日から施行する。

(別 表)

《生産者団体》

香川県農業協同組合中央会
香川県農業協同組合
香川県農業士連絡協議会
香川県生活研究グループ連絡協議会
JA 香川県女性部
香川県森林組合連合会
香川県漁業協同組合連合会
香川県漁協女性部連合会

《流通加工関連団体》

高松市中央卸売市場運営協議会
香川県食肉事業協同組合連合会
香川県生活協同組合連合会
日本スーパーマーケット協会
一般社団法人 香川県木材協会
香川県食品産業協議会
公益社団法人 香川県観光協会
香川県ホテル旅館生活衛生同業組合
一般社団法人 香川県調理師会

《消費者団体》

一般社団法人 香川県婦人団体連絡協議会
香川県消費者団体連絡協議会

《保健医療関連団体》

公益社団法人 香川県栄養士会
香川県食生活改善推進連絡協議会

《学校給食関連団体》

公益財団法人 香川県学校給食会
香川県P T A連絡協議会

《その他》

一般社団法人 香川経済同友会
香川県市長会
香川県町村会
学識経験者
中国四国農政局香川県拠点
香 川 県
香川県教育委員会

(順不同)